

すべてのITフリーランスが安心して長く活躍するために！

ITフリーランスのための

# 政府労災保険

フリーランスとしてIT業務に従事する方々が  
政府労災保険に特別加入できるようになりました。

---

業務委託先のITフリーランスの皆さまへの新たなセーフティ  
ネットとして政府労災保険ご加入をおすすめしませんか？

---

労災保険はお仕事中だけでなく、お仕事に伴う移動途中のケガや病気も補償する国の制度です。ITフリーランスの労災保険特別加入の受付から監督官庁への申請手続きまでを行う窓口として、ITフリーランス支援機構は「ITフリーランス支援機構全国労災保険センター」を設立しました。



ITフリーランス支援機構  
Japan Agency for IT Freelance

## ● 労災保険の特別加入制度とは？

労働者災害補償保険（労災保険）は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

## ● 特別加入のメリットとは？

お仕事中だけでなく、現場へ移動途中での災害も補償されます。

- ① ケガ等の治療費や薬代は無料
- ② ケガ等で休業している間の休業補償給付
- ③ 治療後に障害が残った場合の障害補償給付
- ④ お亡くなりになった時の遺族補償給付



## ● 対象になるITフリーランスとは？

原則として以下の作業・業務をされている方が対象です。

- ・ 情報処理システムの設計、開発、管理、監査、セキュリティ管理
- ・ 情報処理システムに関する業務の一体的な企画
- ・ ソフトウェアやウェブページの設計、開発、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン
- ・ ソフトウェアやウェブページに関する業務の一体的な企画その他の情報処理

具体的には以下のような方々が対象となります。

- ・ ITコンサルタント
- ・ 運用保守エンジニア
- ・ プロジェクトマネージャー
- ・ テストエンジニア
- ・ プロジェクトリーダー
- ・ 社内SE
- ・ システムエンジニア
- ・ 製品開発/研究開発エンジニア
- ・ プログラマ
- ・ データサイエンティスト
- ・ サーバーエンジニア
- ・ アプリケーションエンジニア
- ・ ネットワークエンジニア
- ・ Webデザイナー
- ・ データベースエンジニア
- ・ Webディレクター 等
- ・ セキュリティエンジニア



労災保険への特別加入に関する  
詳しい情報（厚生労働省）



## ● 意外に多い、ITフリーランスの労災

「労災」というと作業中の事故によるケガなどを想像しがちで「ITフリーランスには関係無いのでは?」と考えている方が多数いらっしゃいます。

しかし、IT技術者は業務の特性から、腰痛や坐骨神経痛、椎間板ヘルニア、腱鞘炎などの発症や、過度のストレスによる精神疾患などの実例が公的な資料で見られます。これについては、フリーランスであっても業務との間に相当因果関係があり、医学上療養を要することが認められれば労災保険給付の対象となります。また常駐先への通勤時における事故等のリスクは一般的な正社員と変わりません。

### 労働災害に関する調査 ITフリーランスの就業時におけるケガ・病気 (PE共済会調べ)

#### PE共済会での過去3事業年度給付状況 (事業活動に関連した給付のみ)

	2020年度	2019年度	2018年度
共済会加入者数 ※ 年度末	626名	575名	541名
共済会加入者 平均年齢	42歳	43歳	42歳
就労不能による 給付件数	9件	9件	3件
上記の症例	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神疾患</li> <li>脳機能障害</li> <li>心筋梗塞等</li> <li>骨折その他</li> <li>内臓疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神疾患</li> <li>脳機能障害</li> <li>心筋梗塞等</li> <li>内臓疾患</li> <li>骨折その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳機能障害</li> <li>心筋梗塞等</li> <li>骨折その他</li> <li>精神疾患</li> <li>内臓疾患</li> </ul>
入院治療による 給付件数	10件	6件	13件
上記の症例	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳機能障害</li> <li>心筋梗塞等</li> <li>内臓疾患</li> <li>骨折その他</li> <li>精神疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心筋梗塞等</li> <li>内臓疾患</li> <li>骨折その他</li> <li>脳機能障害</li> <li>精神疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内臓疾患</li> <li>骨折その他</li> <li>心筋梗塞等</li> <li>脳機能障害</li> <li>精神疾患</li> </ul>
給付件数合計	19件	15件	16件
給付対象者 平均年齢	49歳	46歳	48歳

#### 調査対象

PE共済会加入者であるITフリーランス

#### 調査方法

過去3年間の各種給付金・手当の実績をもとに集計

※ 就労不能と入院治療の件数には重複されるものがあります。

※ 症例は件数の多いものから上より順に表示しております。

## ● 補償・給付の具体例

保険料（年間）

21,900円

- 設定した事例
- ・ 給付基礎日額20,000円で労災保険に特別加入（国民年金加入者）
  - ・ 作業現場へ移動中、駅階段で足を踏み外して転倒し脊髄等を損傷
  - ・ 手術等の治療を受けたものの、1年間の入院の末に死亡
  - ・ 遺族は妻38歳、小学生2人(第1子8歳、第2子5歳)で、妻は80歳で死亡

給付シミュレーションの結果は以下のとおりです。

療養給付	原則全額補償（無料での治療・薬剤支給）												
休業給付	20,000円×80%×(365-3)日 = <b>579万円</b> （休業4日目からの支給）												
遺族給付	第1子18歳まで（122か月） <span style="float:right"><b>約3,990万円</b></span> ① 遺族の数3人で計算：20,000円×223日×88% = 3,924,800/年×122/12年分												
	第2子18歳まで（36か月） <span style="float:right"><b>約1,061万円</b></span> ② 遺族の数2人で計算：20,000円×201日×88% = 3,537,600/年×36/12年分												
	妻55歳まで（45か月） <span style="float:right"><b>約1,147万円</b></span> ③ 遺族の数1人で計算：20,000円×153日 = 3,060,000/年×45/12年分												
	妻80歳まで（300か月） <span style="float:right"><b>8,750万円</b></span> ④ 55歳以上の妻で計算：20,000円×175日 = 3,500,000/年×300/12年分												
	妻が受け取る年金総額 <span style="float:right"><b>14,948万円</b></span>												
	そのほか、一時金 <span style="float:right"><b>300万円</b></span> ※ 遺族基礎年金との併給調整 子がいる①②の場合→88%支給調整、子がない③④の場合→支給調整なし												
<b>遺族給付の計算</b> 受給資格者のうち最先順位者に対し、遺族の数などに応じて以下のとおり支給されます。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給資格</th> <th colspan="2">妻、子(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遺族の数</td> <td>1人</td> <td>給付基礎日額の153日分(55歳以上の妻は175日分)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>給付基礎日額の201日分</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>給付基礎日額の223日分</td> </tr> <tr> <td>4人以上</td> <td>給付基礎日額の245日分</td> </tr> </tbody> </table>	受給資格	妻、子(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		遺族の数	1人	給付基礎日額の153日分(55歳以上の妻は175日分)	2人	給付基礎日額の201日分	3人	給付基礎日額の223日分	4人以上	給付基礎日額の245日分	
受給資格	妻、子(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)												
遺族の数	1人	給付基礎日額の153日分(55歳以上の妻は175日分)											
	2人	給付基礎日額の201日分											
	3人	給付基礎日額の223日分											
	4人以上	給付基礎日額の245日分											
葬祭給付	20,000円×60日分 = <b>120万円</b> (20,000円×30日分+315,000円または20,000円×60日分の高い額が適用)												

## ● 加入するには

労災保険の特別加入は、労働局から承認を受けた団体・組織が加入手続きを行う必要があります。「ITフリーランス支援機構全国労災保険センター」はITフリーランスが労災保険に加入するための窓口として設立された東京労働局長承認の特別加入団体です。

### 加入手続き

- 1 「ITフリーランス支援機構全国労災保険センター」(当局承認 特別加入団体)のWebサイトから申し込み手続きを行っていただきます。  
<https://aitf-rousai.org/>
- 2 労災補償給付額を算出するときの基礎となる「**給付基礎日額\***」を選択いただきます。  
※所得に見合った額を選択いただくのが基本です。  
例えば、年収730万円の方は、その額を365日で割った2万円が目安。
- 3 加入希望月が選択されると、保険年度末(3月末)までの**前払一括費用(労災保険料と年会費、入会金)**が案内されます。
- 4 あとはご本人の情報を入力していただき、申し込みが完了しますと、**費用のご請求案内メール**が届きます。
- 5 上記費用のお支払いが確認できましたら、当センターが監督官庁へ労災申請手続きを行い、「**労災保険特別加入者証\***」は「**会員ページ**」から確認頂けます。  
※万一に備え、いつでも確認できるように携帯端末等に保存しておくことをお勧めします。

#### 本部

〒108-0074 東京都港区高輪2丁目15番8号 グレイスビル泉岳寺前  
Tel 03-6757-0300 [honbu@aitf-rousai.org](mailto:honbu@aitf-rousai.org)

#### 事務局

営業日 月曜日から金曜日(休日:土曜日・日曜日・祝日)

時間 平日 9:00 - 17:00

連絡先 Tel 03-5761-8338 Fax 03-5497-1475 [jimukyoku@aitf-rousai.org](mailto:jimukyoku@aitf-rousai.org)

● ITフリーランスのためのセーフティネット

貴社が業務委託しているITフリーランスに対して、あらたなセーフティネットの活用をおすすめください。

業務委託先の  
ITフリーランス



貴社サービスメニュー  
として提供



エンジニア向けサービスメニュー

申し込み受付  
加入手続き代行



加盟料や利用料などは一切不要です。  
ロゴマークやリンク等を自由にご利用いただけます。

※ 別途利用契約を締結

ITフリーランス支援機構は、ITフリーランスの皆さまが安心して働ける環境を整え、より活躍できる社会の実現に向けてこれからも活動してまいります。



## 本件に関するお問い合わせ

---

### 一般社団法人 ITフリーランス支援機構

E-mail info@aitf.or.jp  
TEL 03-6757-0300  
FAX 03-6757-0301

<https://aitf.or.jp>



ITフリーランス支援機構  
Japan Agency for IT Freelance